

# 結核患者の退院に関する通知

(退院に関する基準については裏面参照)

診断名			患者の氏名		
年齢	歳		性別	男・女	
生年月日	年月日		職業		
住所					
入院年月日	年月日		退院年月日	年月日	
転帰事由  ※a b c の該当項目 に○をつけて、 ( ) 内に 必要な事項 を記入して ください。	<p><b>a</b> 当該感染症の病原体を保有しない          当該感染症の症状の消失（咳、発熱、結核菌を含む痰等の症状の消失）          *連続した3回の喀痰検査結果          検体採取日 ①(月日) : 塗抹( )・培養( )              〃    ②(月日) : 塗抹( )・培養( )              〃    ③(月日) : 塗抹( )・培養( )                            (月日) : 核酸増幅法検査( )</p> <p>* 2週間以上の標準的化学療法の実施          *患者が治療の継続及び感染拡大の防止の重要性を理解している</p> <p><b>b</b> 転症( )  <b>c</b> 死亡( 結核死・その他死( ) )</p>				
	確認年月日 年月日				
主治医の意見					
主治医の氏名					

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき入院している患者について、同法第26条において準用する第22条第2項の規定に基づき上記のとおり通知します。

年月日

医療機関 所在地

名称

管理者

連絡先電話番号

保健所長様

注1) 本通知は、医療機関の管理者が行ってください。

注2) 本通知は、法に基づき入院している患者が対象です。任意に入院されている場合は、同法第53条の11の規定に基づく結核患者入退院届出票にて届出してください。

## 【参考】

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（一部抜粋）  
(平成10年法律第114号)

### 第22条

都道府県知事は、第19条又は第20条の規定により入院している患者について、当該入院に係る一類感染症の病原体を保有していないことが確認されたときは、当該入院している患者を退院させなければならない。

### 第22条第2項

病院または診療所の管理者は、第19条または第20条の規定により入院している患者について、当該入院に係る1類感染症の病原体を保有していないことを確認したときは、都道府県知事に、その旨を通知しなければならない。

### 第26条

第22条第1項及び第2項中「一類感染症の病原体を保有していないこと」とあるのは「二類感染症の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失したこと」と読み替える。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における結核患者の入退院及び就業制限の取扱いについて（一部抜粋）（平成26年1月29日一部改正）

### 第2 退院に関する基準

結核について、法第26条において準用される法第22条の「当該感染症の症状が消失したこと」とは、咳、発熱、結核菌を含む痰等の症状が消失したこととし、結核菌を含む痰の消失は、異なった日の喀痰の培養検査の結果が連続して3回陰性であることをもって確認することとする。

ただし、3回目の検査は、核酸増幅法の検査とすることもできる。その場合、核酸増幅法の検査の結果が陽性であっても、その後の培養検査又は核酸増幅法の検査の結果が陰性であった場合、連続して3回の陰性とみなすものとする。

また、以下のアからウまでのすべてを満たした場合には、法第22条に規定する状態を確認できなくても退院させることができるものとする。

- ア 2週間以上の標準化学療法が実施され、咳、発熱、痰等の臨床症状が消失している。
- イ 2週間以上の標準化学療法を実施した後の異なった日の喀痰の塗抹検査又は培養検査の結果が連続して3回陰性である。（3回の検査は、原則として塗抹検査を行うものとし、アによる臨床症状消失後にあっては速やかに連日検査を実施すること。）
- ウ 患者が治療の継続及び感染拡大の防止の重要性を理解し、かつ、退院後の治療の継続及び他者への感染の防止が可能であると理解できている。（なお、確認にあたっては、医師及び保健所長は、別紙に記載されている事項を確認すること。）